

貸付の場面におけるギャンブル等依存症への対応についての提言

ギャンブル等依存症対策推進関係者会議
委員 野崎史生
(日本司法書士会連合会 常任理事)

提言の趣旨

貸金業者、銀行等による貸付において、利用者（債務者）にギャンブル等依存症が疑われる場合には、貸付の制限を行ったうえで、支援機関への相談を促すなど、利用者（債務者）がギャンブル等依存症から回復するよう導くための制度の構築に向けて、貸金業者、銀行等、支援者、システム開発専門家、法律専門職などの関係機関による研究会を設置することを提言する。

提言の理由

- 1 現在貸金業者、銀行等による貸付の場面では、審査の段階で用途を確認することが多く、その際ギャンブル等を用途として申告されれば、多くの場合貸付は行われないものと思われる。しかし現実には利用者（債務者）は、ギャンブル等が目的であっても、用途としてレジャー、余暇などの選択をする場合が多く、貸金業者、銀行等としてはそれ以上の細かな使い道を詮索することは難しいこともあり、事実上ギャンブル等が用途であっても、審査が通ってしまうのが現状である。
- 2 現状では最初の貸付契約の段階では、ギャンブル等を理由とした貸付の拒否は難しいが、取引の内容によっては、その兆候をつかめる可能性は十分にある。
- 3 ギャンブル等依存症が疑われる者の多くは、特徴的な借入、返済を行うことが多い。様々な取引パターンをAI技術により記憶させ判断させれば、かなりの確率でギャンブル等依存症の可能性のある利用者（債務者）との取引を抽出することが可能ではないかと思われる。
- 4 もちろんこれにより抽出されるのは、あくまで「可能性」であり、即座に取引停止をすることは適当ではないこともある。しかしながら、ギャンブル等依存症の可能性のある利用者（債務者）を放置することは、貸付を行う貸金業者、銀行等にとってもリスクが高いことになる。リスクの高い取引は制限をし、そうでない取引は制限されないのが望ましい。
- 5 通常、取引の停止は貸金業者、銀行等の判断のみで行われ、その理由を利用者（債務者）が問い合わせても回答されないことが多い。しかし、ギャンブル等依存症の可能性のある利用者（債務者）との取引が発見された場合は、そのことを利用者（債務者）に通知し、いったん貸付を制限して、支援機関への相談を促すような方策を採ることを提案する。支援機関の相談の結果などを受けてギャンブル等依存症でないことが明らかになれば、貸付の制限は解除してもよいであろう。
- 6 ギャンブル等は言うまでもなく、そのための資金が必要である。依存状態に陥るとそれが借入によって賄われることが多い。そのまま借入が増えていけばいつかは、債務整理をせざるを得なくなり、貸金業者、銀行等にとっても損失は大きい。貸付が制限されれば被害はそこで収まる。利用者（債務者）はギャンブル等依存症からの回復への第一歩ともなる。
- 7 貸付の制限や解除は一案でしかなく、このような方策以外にも方法はあろうが、ギャンブル等依存症の可能性のある利用者（債務者）を発見するシステムを開発し、それをリスク管理に生かすと同時に、社会問題化しているギャンブル等依存症の対策にも資する方策を検討することは、問題の解決の一助となる。
- 8 よって提言の趣旨のとおり、貸金業者、銀行等、支援者、システム開発専門家、法律専門職などの関係機関による研究会の設置を求める次第である。